

● 国土調査・地籍調査とは

国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として実施されています。【国土調査法第1条引用】

地籍調査は、国土調査の中の1つの調査で、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調べるとともに、境界の位置や面積に関する測量を行い、簿冊（地籍簿）及び地図（地籍図）を作成する調査です。調査の成果は、神奈川県認証後に登記所へ送られ、土地登記簿の記載が更新されます。また、地籍図は現在使用されている公図に替わり、精度の高い地図として登記所に備え付けられます。

● 19条5項指定とは

19条5項指定とは、土地に関する様々な調査・測量の成果が地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査と同様に扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この制度の根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

● 19条5項指定の効果 19条5項指定には、たくさんのメリットがあります。

1 測量の信頼性が高まる

19条5項指定を受けることにより、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

2 境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

3 測量に係る経費の軽減

測量の計画段階から、作業規定に基づき基準と精度を満たした測量を行えば、指定申請のための追加作業は少なく、補助金を活用することで事業者の経費を軽減することができます。

4 基準点の設置

19条5項指定申請をしようとする対象地区の近傍に、測量の基準となる四等三角点等がない場合、国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議の上、近傍に四等三角点等が設置されます。

● 問い合わせ先

藤沢市 道路河川部 道路管理課 地籍担当
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466-50-3546（道路管理課直通）

ホームページは、[藤沢市 地籍調査](#) か QRコードから

藤沢市ホームページ



民間事業者等が行う土地の測量費等 に関する補助制度

藤沢市地籍整備推進調査費補助金

あなたの測量成果、 地籍整備に活用しませんか？

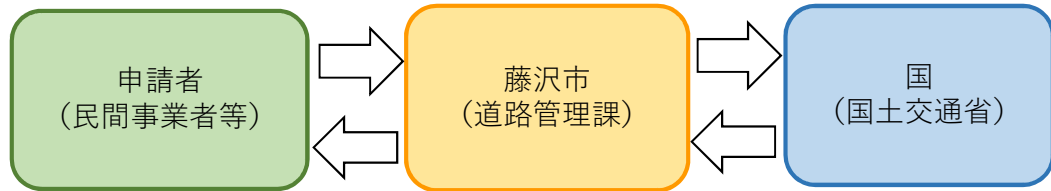


藤 沢 市



ご存じですか？ 補助金制度

民間事業者等が積極的に19条5項指定申請できるように、藤沢市では藤沢市地籍整備推進調査費補助金を創設しました。
藤沢市に申請いただくことにより、一括して国の補助を申請できる場合があります。



補助金制度

Q. 地籍整備推進調査費補助金とは？

A. 19条5項指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量に対する補助制度です。

事業主体

Q. 誰でも申し込みできますか？

A. 地籍調査以外の調査・測量を実施する民間事業者等が対象となります。

対象地域

Q. どこで行う測量も対象になりますか？

A. 藤沢市内の人口集中地域、または、都市計画区域内です。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

面積要件

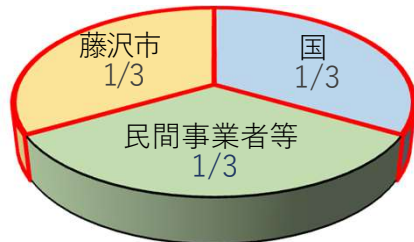
Q. 大きさは関係ありますか？

A. 1地区あたり500㎡以上であることが必要です。

補助金額

Q. 補助率はどのくらい？

A. 補助金額は、対象事業費の2/3以内で市が算定する額です。
市に申請することで、一括して国の補助が受けられる場合があります。



補助対象経費

Q. 補助の対象となる経費はどのようなものですか？

A. 19条5項の指定申請等による地籍情報の整理に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合にかぎります。



(限度額)
地区当たり20万円



(限度額)
地区当たり30万円

(限度額)
地区当たり500万円+100万円/hax面積

引用：地籍整備推進調査費補助金（国土交通省）

補助金を受け取るまでの流れ

まずは市にご相談ください！！

民間事業者等の補助申請手順 → ① ▶ ② ▶ ③ ▶ ④ ▶ ⑤

